

## 練馬区都市計画マスタープラン変更案への意見書について

練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95条）第5条第6項および第7項の規定に基づき、変更案の縦覧、意見書の受付を行いました。  
結果は、以下のとおりです。

## 1 公表結果の概要

## (1) 縦覧について

期間：平成27年9月1日（火）から9月15日（火）まで

縦覧：2名

## (2) 意見書について

意見書受付期間：平成27年9月1日（火）から9月15日（火）まで

意見書数：12通（件数：31件）

意見書内訳：郵送3通、ファックス3通、メール6通

※縦覧期間中、区民情報ひろば、各区民事務所（練馬除く）、各出張所、各図書館でも閲覧できるようにした。

## 2 意見書の概要

項目		意見書数
凡例	意見の趣旨を踏まえ、マスタープランに反映するもの	◎ 0
	マスタープランに趣旨を反映しているもの	○ 12
	事業において既に実施しているもの	□ 2
	事業実施の際に検討するもの	△ 10
	趣旨を反映できないもの	※ 5
	その他、上記以外のもの	— 2
	総計	31

お寄せいただいた意見書のご意見と区の考え方

<p><b>【凡例】</b>                  ◎・・・意見の趣旨を踏まえ、マスタープランに反映するもの                  ○・・・マスタープランに趣旨を反映しているもの                  □・・・事業において既に実施しているもの                  △・・・事業実施の際に検討するもの                  ※・・・趣旨を反映できないもの                  -・・・その他、上記以外のもの</p>
--

No.	意見の要旨	区の見解	対応状況
全体構想 I 第1章 都市計画マスタープランの目的と位置づけ 第2章 まちの現状と課題等 第3章 まちの将来像			
1	前回の都市計画マスタープランでは、人口減と予想しましたが、結果は人口増になっています。人口推定は、大変難しいものですが、まちづくりに大きな影響を与えたいと思います。	区内の人口減少は、平成30年代前半から穏やかに始まる予測です。引き続き、人口減少や世帯数の変化、居住環境へのニーズを踏まえながら、土地利用のあり方について検討します。	○
2	産業を育成し地域を活性化するためには、土地利用が過度に住宅用地に偏るのは、好ましくないと思います。新しい産業を誘致したり、育てたりする場所（土地）や環境が必要です。	みどりに恵まれた環境と都心に近い利便性が両立した、良好な住宅都市をめざします。そのため、都市計画マスタープラン（変更案）には、この旨を明記しました。土地利用の方針に基づき、住宅地では良好な住環境を引き続き維持します。一方、駅周辺、幹線道路沿道などでは、その利便性を活かした土地の有効活用を進めます。	○
3	土地利用の方針に基づき、建ぺい率や高さ制限が緩和され、緑被率が低下しないか心配です。土地利用の方針を、多くの区民へ説明して意見聴取をして下さい。また、用途地域の変更の際も、区民への周知を徹底して意見集約をして下さい。	都市計画マスタープランの変更は、皆さまのご意見をお聴きしながら進めてきました。区民意見交換会やワークショップ、変更原案の縦覧・意見書受付、説明会の実施、変更案の縦覧・意見書受付等を行ってきました。用途地域は、土地利用を適切に規制・誘導するために、土地利用の方針に基づき定めています。用途地域変更の際も、地域の皆さまのご意見を踏まえ、ご理解を得ながら進めます。	□

No.	意見の要旨	区の見解	対応状況
4	<p>土地利用の方針に、高さ制限に係る記載がほとんど無いことが気になりました。建物の高層化には、特段の配慮が必要だと感じます。</p>	<p>区では、建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度の都市計画を平成20年3月に決めました。 指定の際は、練馬区らしい街並みを実現するため、地域の状況に鑑み、都市計画マスタープランの土地利用の方針を踏まえて定めています。</p>	○
5	<p>「都市生活」とは、個人の自由をある程度「制限」する事に他なりません。良好な住環境の形成は、必ずしも戸建住宅によらないと思います。 ヨーロッパの美しい都市を手本に、低層集合住宅による良好な街並みの創出をめざしてください。</p>	<p>都心に近い利便性とみどり豊かな環境が両立しているのが、練馬区の特徴です。そのため、区内ではみどり豊かな戸建も含めた低層住宅地に加え、低中層の住宅の立地を想定した住宅地もあります。 良好な住宅都市としてさらに発展するため、地域特性に応じた土地利用を進めます。それぞれの地域にふさわしい街並みの形成をめざします。</p>	△
6	<p>まちづくりの原点は、安心して住み続けられるまちをつくる事である。しかし、再開発による土地の高度利用や建築物の規制誘導の地区計画によるまちづくりは、地域の活性化を損なっていると感じる。</p>	<p>都心に近い利便性とみどり豊かな環境、多彩な地域資源を活かし、地域の特性に合わせたまちづくりを進めています。 まちづくりに際しては、地域の特性やめざすまちの形成にふさわしい手法を活用して進めていきます。</p>	—
7	<p>みどりの軸の石神井川、白子川、旧田柄川・田柄用水跡に千川上水も加えてはどうか。</p>	<p>千川上水は、歴史的なものであり、東京都が清流復活事業で再生した水を送水しています。青梅街道以南は、開渠になっています。自然環境を残せる場所としていきたいと考えています。 千川上水に沿っては道路の整備計画がありますが、道路整備の際は、必要な個所についてみどりを活かしたいと考えています。</p>	△

No.	意見の要旨	区の見解	対応状況
全体構想Ⅰ 第4章 重点的に進めるまちづくり			
鉄道、道路などインフラの整備			
8	<p>人口減少・高齢社会への準備が必要です。その中で、50年近く前に決定された都市計画道路（外郭環状線の2・補助135号線・補助232号線）を新たに整備することが必要かどうか、再検討をお願いします。</p>	<p>東京都と関係区市町は、これまでも適時適切に都市計画道路網の必要性の検証を行いながら、整備を進めています。</p> <p>練馬区の都市計画道路の整備率は、23区平均と比べても低く、約5割しか整備されていません。</p> <p>とりわけ西部地域は3割程度の整備率であり、道路ネットワーク形成の観点からも、外郭環状線の2、補助135号線、補助232号線等は整備が必要と考えています。</p>	※
9	<p>今ある道路を修繕すれば、あえて新しい道路をつくることはないと思います。外郭環状線の2、青梅街道インターチェンジの廃止を要望します。</p>	<p>高速道路の東京外かく環状道路の青梅街道インターチェンジは、環状8号線や大泉インターチェンジの渋滞の改善に加え、移動時間の短縮などの利便性の向上が見込まれています。</p> <p>地上部街路の外郭環状線の2は、区内の南北交通の円滑化や快適な都市環境の創出、延焼遮断帯の形成などに資する道路です。</p> <p>従って、道路ネットワーク形成の観点からも、道路整備が必要と考えています。</p>	※
10	<p>放射35号線のうち、豊玉中三丁目～早宮一丁目の計画は、廃止するようにはしてほしい。いつ道路が完成するか分からず、また莫大な経費がかかります。</p>	<p>放射35号線は、平成27年度までの事業化計画で、東京都施行の優先整備路線に位置づけられています。</p> <p>現在、来年度からの都市計画道路の整備方針について検討中であり、この中で必要性等を取りまとめる予定です。単に廃止をするという考えはありません。</p> <p>また、必要性を確認した路線は、計画的に整備を進め、適切に費用を算定します。</p>	※
11	<p>補助135号線より補助230号線のような駅から離れた道路のネットワーク整備を優先するべきです。</p> <p>都市計画道路整備の推進には、区民の生活向上や切実性により、優先順位をつけて、効果的なところから進めてほしいです。</p>	<p>都内の都市計画道路は、東京都と関係区市町で策定した整備方針に基づいて、計画的、効率的に整備を進めます。</p> <p>優先的に整備を進める路線については、東京都と関係区市町の適切な役割分担の下で、事業の継続性や実現性などを踏まえて、総合的に判断します。</p>	△

No.	意見の要旨	区の見解	対応状況
12	補助135号線が、大泉第二中学校の敷地を横切る計画となっている。廃止すべきである。	区は、都市計画道路の整備に当たり、質の高い道路空間の形成と大泉第二中学校の子供達の良い教育環境の確保を両立させる必要があると考えています。 従来から、こうした観点に立って、整備の手法を検討してきました。今後、中学校の再建策を専門家のご意見を聴きながら進めます。引き続き、地域の皆さまのご理解を得るように、整備に取り組めます。	※
13	自転車レーン、他の道路と接する縁石の外側につくり、自転車が走りやすい様にして下さい。視力障害の方には縁石が必要と聞いていますが、利用者が増えるようになり、環境にも健康にも良いまちづくりに繋がると思っています。	区内の自転車レーン等は、歩道や車道の幅員、道路の利用状況を踏まえ、車道もしくは歩道に整備されています。 道路の幅員などにより制約がありますが、「自転車は車両であり車道通行が原則」であることを踏まえ、利用しやすい自転車通行環境の整備に努めます。	△
地域生活を支える駅周辺のまちづくり			
14	石神井公園駅周辺（第6地域）には、豊かなみどりと閑静な住宅地があります。石神井公園駅から南西の住宅街とみどり豊かなエリアをつなぐ、個性的なまちづくりが可能だと思います。 建築等の専門家のアドバイスを受けながら、何かまちづくりができないでしょうか。	石神井公園駅周辺は、鉄道の高架化が完了し、道路整備が進められています。また、区は、まちづくりの進め方について地域の皆様のご意見を伺うため、今年8月にまちづくり懇談会を開催しました。 今後もまちづくり懇談会を継続し、地域の皆様と意見交換を行います。駅周辺と石神井公園が一体となった、みどり豊かな地域の特色を活かしたまちづくりを進めます。	□
15	補助230号線の大泉学園地域は、風致地区における新しいまちづくりという可能性を持っています。 みどりと住まいが融和した、魅力的な住宅都市を作り出すことで、練馬区全体の住みたいまちとしての評価を高めることが出来ると思います。	大泉学園地域は、都営大江戸線延伸による新駅周辺予定地を中心に、都市生活を支えるサービス施設等の立地を促進し、良質な都市環境に資するまちづくりを進めます。 都心に近い利便性とみどり豊かな環境、多彩な地域資源を活かしたまちづくりを進め、練馬区全体の魅力向上に努めます。	△

No.	意見の要旨	区の見解	対応状況
みどりあふれるまちづくり			
16	<p>補助230号線大泉学園町の沿道整備では、道路緑化と沿道緑化を一体的に進めてみてはどうでしょうか。</p> <p>例えば、残地を利用したみどりの創出、道路を歩いた時にアクセントとなるポケットパークや樹木の設置等が考えられます。</p>	<p>道路は都市生活に不可欠な機能を担っており、街路樹をはじめ豊かで質の高いみどりを楽しむ場所でもあります。道路を整備することで、環境をよくなり、みどりを増やすなど、都市生活を支える良質な空間を形成します。</p> <p>補助230号線は、東京都が整備を進めています。道路整備に合わせたみどりの創出等については、東京都に引き続き働きかけ、調整を行います。</p> <p>また、区も沿道まちづくりを進める中で公園・緑地を整備し、みどりを創出します。</p>	△
17	<p>道路の街路樹や沿道のみどりの創出で、みどりを増やすことは必要です。ただし、新しいみどりも必要ですが、歴史の面影を残す大きな樹木等、以前からのみどりを残すことも大切だと思います。</p>	<p>歴史を伝える屋敷林等の樹林地を保全するため、各種保全制度を適切に活用します。</p> <p>「みどりあふれるまち」をめざし、みどりの保全と創出に取り組みます。</p>	○
18	<p>みどりの保全と創出、都市農地の保全は、区民の関心が高く、練馬区の魅力として磨き上げたいテーマです。</p> <p>一方、課題がたくさんあり、解決が求められています。しっかり、対応を考えて良い答えを出したいものです。</p>	<p>練馬区の魅力は、みどりの豊かさと都市の利便性が両立していることです。</p> <p>その魅力の一つであるまとまりのある農地や樹林地については、今後も様々な取組を進め、保全に努めます。</p>	○
19	<p>区内の農地が少しずつ減少するのが残念です。都市におけるオープンスペースの確保の観点からも、保全の努力を継続して進めてください。</p>	<p>都市農地は、新鮮な農産物の供給に加え、環境保全・防災・農の風景に代表される景観形成機能など多面的な機能を有しています。</p> <p>貴重な都市農地の保全に向けた取組を進めます。</p>	○
環境に配慮したまちづくり			
20	<p>自立分散型エネルギー社会の実現は、新しい大変に良いテーマだと思います。展開の発展を期待します。</p>	<p>快適な都市生活を送る上で、エネルギーの確保は重要な課題です。</p> <p>災害時のエネルギーセキュリティの確保と自立分散型エネルギー社会の実現という視点に立って、新たな政策の展開を打ち出しました。</p>	○

No.	意見の要旨	区の見解	対応状況
全体構想Ⅰ 第5章 分野別まちづくりの方針			
活動的でにぎわいのあるまち			
21	<p>鉄道駅周辺環境整備では、鉄道とバスの乗り換えをスムーズにしたいと思います。</p> <p>南北交通をバス路線に頼らざるを得ない状況のため、鉄道とバスの結節の重要性は練馬区では大きいと思います。公共交通のネットワークを創ることが重要です。</p>	<p>区では、鉄道駅の周辺を、多様な交通手段の重要な結節点として位置づけています。鉄道やバスの事業者にバリアフリー施設の充実や乗換え案内標識の設置などについて働きかけています。</p> <p>区内のバス路線については、鉄道駅間を結ぶ形で基本的に構成されています。西部地域の道路整備が遅れていることなどから、公共交通のネットワークが未形成な地域があります。</p> <p>そのため、都市計画道路等の整備を進め、交通利便性の向上等を図る必要があると考えています。</p>	○
環境と共生するまち			
22	<p>道路整備にあわせ、道路緑化と沿道緑化を一体的に進めてはどうでしょうか。練馬区景観計画が活用できると思います。</p>	<p>道路は都市生活に不可欠な機能を担っており、街路樹をはじめ豊かで質の高いみどりを楽しむ場所でもあります。</p> <p>都市計画道路をみどりの軸として位置づけ、道路整備に際しては、良好な環境や景観を創出し、みどりを楽しむ空間とします。</p> <p>練馬区景観計画では、周辺と調和した沿道景観の形成を謳っています。良好な景観の形成に配慮した道路整備を進めます。</p>	△

No.	意見の要旨	区の見解	対応状況
全体構想Ⅱ 第6章 都市計画マスタープランの実現に向けて			
23	今回の変更案では、協働の理念が位置づけられました。評価します。	まちづくりは、行政だけで進めるものではありません。そのため、まちの構成員である様々な主体が協働して、地域の課題の解決に取り組む環境を整えることが重要です。	○
24	色々な「協働」が考えられますが、地域の区民参加が不可欠だと思います。ただし、まちづくりに関心の薄い地域の状況もあります。「協働」体制を強化する意味でも、どうかしたいと考えます。	今後も、区民・事業者・区をつなぐ役割を担う、練馬まちづくりセンターとも連携し、地域における協働のまちづくりを進めます。	○
25	人材の育成や活用を図る視点が必要です。例えば、区内には多くの人材が居住しています。活動の場を与え、区民に豊富なスキルやノウハウを提供してはどうでしょうか。区の役割も重要です。	まちづくりは、行政だけで進めるものではありません。そのため、まちの構成員である様々な主体が協働して、地域の課題の解決に取り組む環境を整えることが重要です。区は練馬まちづくりセンターと連携して、まちづくりに関連する専門的知識を持つ人材やNPOの連携等によるまちづくりを進めています。	○
26	今回の変更は、「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」の下、前回の都市計画マスタープラン以上に意味が大きいと思います。実績検証の中でまちづくりの専門家の位置づけを行い、新しい都市計画マスタープランの実現に向けて活用されることを期待します。		○
27	まちづくりには、事業費確保が極めて重要です。国、東京都との連携を強化し、国、東京都の施策動向もキャッチし、積極的に資金の確保ができるように対応してください。	まちづくりには、多額の経費を必要とします。そのため、効果的に進めるには安定的な財源の確保が重要です。国や東京都の補助制度等も活用しながら進めていきます。	△

No.	意見の要旨	区の見解	対応状況
その他			
28	変更原案から、内容が整理されて分かりやすくなったと感じます。	変更原案に対していただいたご意見や議会での議論などを踏まえ、区民の皆さまの一層のご理解を得られるように工夫し、今回の変更案を作成しました。	—
29	策定時に比べると、今回の改定は盛り上がり欠けるように思えます。今後は、まちづくりの情報発信を通じて、日常的な区民との情報共有をし、次の改定につなげられる継続的な仕組みが必要と思います。前回の様に「まちづくり講座」の開催等を通じ、問題意識の共有を図る事が良いのではないかと考えます。	今回の改定は、策定以降の平成18年に設置された練馬まちづくりセンターと連携して進めました。練馬まちづくりセンターは、区主催の区民意見交換会と並行して、都市計画マスタープラン改定に連動したまちづくり講座などの事業を実施しました。 都市計画マスタープラン改定後も、練馬まちづくりセンターと連携して、まちづくりに関する情報の発信と啓発に努めます。	△
30	練馬駅南口地区周辺は、交通の結節点として「練馬の顔」と位置づけられています。しかし、実際はそうになっていないと思います。区民から地区の将来イメージを募集し、練馬の顔としての姿を明らかにするべきです。	練馬駅周辺は、交通結節点であり、練馬区を中心機能を担う、中心核として位置づけています。 また、「練馬駅南口地区地区計画」により、個性と回遊性、界隈性のある商業空間の形成を進めています。地元の皆さまが、「練馬駅南地区まちづくり憲章」を制定し、まちづくりを進めています。 今後も地域の皆さまのご意見をお聴きしながら、協働のまちづくりを進めていきます。	△
31	谷原のガスタンクは、都市に必要な施設であることに、異論はありません。しかし、万一の震災発生による安全・安心の面等からも、地下化するべきです。	東京ガス株式会社によると、谷原のガスホルダー（ガスタンク）は、震度7クラスの大地震にも十分耐えられるとのことです。 阪神・淡路大震災（平成7年）および東日本大震災（平成23年）において、震度7相当の地域にもガスホルダーはありましたが、大きな被害はありませんでした。	※